平成２２年（フ）第３８４６号
東京都世田谷区上北沢３丁目８－６－101
債務者　伊藤　香織
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８４９号
東京都日野市程久保650―67―502
債務者　小島　文彦
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８５０号
東京都日野市程久保650―67―502
債務者　小島真理子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８５１号
東京都江戸川区中央２丁目14―７　高山方
債務者　小山　英和
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８５２号
埼玉県春日部市赤沼741―11
債務者　宗川　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８５３号
東京都新宿区百人町１丁目24―13―303
債務者　柴岡　茂子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８５４号
東京都新宿区富久町40―８―202
債務者　吉成　正一
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８５５号
東京都新宿区富久町40―８―202
債務者　吉成明淑こと　池　　明淑
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８７３号
東京都板橋区徳丸７丁目12―４―201
債務者　鈴木富美雄
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８７６号
東京都豊島区南長崎５丁目２－８－101
債務者　柏谷　　塁
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８８０号
埼玉県川口市末広３丁目17―６　澤田ハイツD201
債務者　坂本　雅和
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８８１号
千葉県習志野市津田沼１丁目21―13―103
債務者　江藤　邦治
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８８２号
埼玉県川口市芝西２丁目26―23―203
債務者　北河　良枝（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８８８号
東京都足立区足立２丁目６－10
債務者　関　みよ子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９０４号
東京都北区東田端２丁目８－２－302
債務者　本多　由美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９０７号
東京都板橋区若木２丁目10―９―102
債務者　古川　順子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部